

7 創業

新規創業後の販路を開拓したい

このような取組みを支援します！

新規創業後の販路開拓の際に要する広告宣伝
(創業してから1年以内の方)

このような経費が対象になります

新規創業後の販路開拓を目的とした広告宣伝費、及びそれらに伴う旅費等
(旅費については市内での活動は対象としません。)

補助対象限度額(申請1回あたり)

30万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



8 店舗リフォーム

既存店舗をリフォームしたい

このような取組みを支援します！

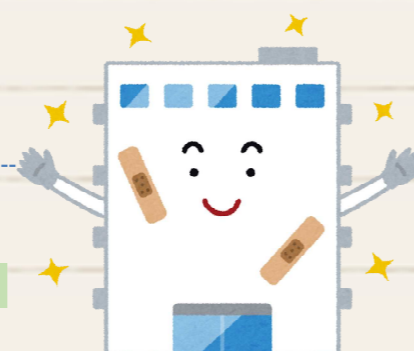
店舗のリフォームの際に要する工事
(建築後3年以上を経過し、かつ、1年以上事業を実施している店舗。その他諸条件あり。)

このような経費が対象になります

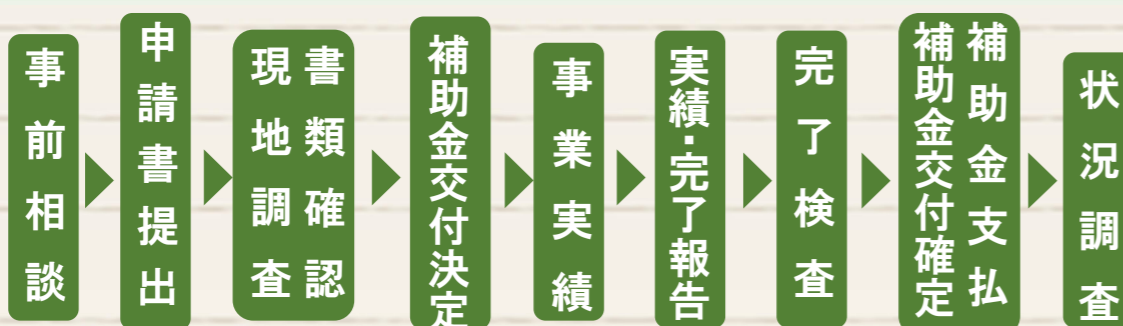
既存店舗の改築、修繕などの工事費

補助対象限度額(申請1回あたり)

20万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



支援事業の申請から補助金支払いまでの流れ



- 事前相談後、所定の補助金交付申請用紙に事業計画や収支予算書、事業の内容が分かる書類、登記簿謄本の写し、直近の決算書の写し(個人の場合は確定申告書)などを添えて商工観光課まで提出してください。

支援事業の申請受付

- 令和3年度の申請は、令和3年4月1日(木)から受付を開始し、12月24日(金)までとします。ただし、補助金は予算の範囲内での交付となりますので、予算額に達した時点で受付を終了します。
※申請は、1事業者につき年度内に1回限りです。

令和3年度 善通寺市 中小企業振興 支援事業



【善通寺市のがんばる中小企業を応援します】

善通寺市はSDGs経営を応援します。

- 1 業務に関する資格取得や、社員研修を充実させたい
- 2 自社ホームページ等を作成してPRしたい
- 3 新たな販路を開拓したい
- 4 新製品や新規事業をPRしたい
- 5 自社商品(製品)のパッケージを刷新したい
- 6 専門家の招へい、各種機関と連携したい
- 7 新規創業後の販路を開拓したい
- 8 既存店舗をリフォームしたい

受付場所・お問い合わせ先

善通寺市産業振興部商工観光課(善通寺市役所仮庁舎 二階)

住所: 善通寺市上吉田町556番地3(四国電力(株)旧善通寺営業所)
電話: 0877-63-6315 FAX: 0877-63-6398
E-mail: shoukan@city.zentsuji.kagawa.jp

※平成30年4月1日より上記場所に移転しています。ご注意ください。

善通寺市 中小企業振興



令和3年4月現在

1 人材育成

業務に関する資格取得や、社員研修を充実させたい

このような取組みを支援します！

業務に関連する研修に社員を参加させたり、社員研修のための講師謝礼、または新規資格取得等の人材育成への取組み

このような経費が対象になります

人材育成に係る研修の受講料や講師謝礼、資格試験の受験料（普通車運転免許または資格の更新を除きます。）

補助対象限度額（申請1回あたり）

20万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



2 IT等活用

自社ホームページ等を作成してPRしたい

このような取組みを支援します！

販路開拓を目的とした自社ホームページ等の新規作成または変更、ネットショップの新規出店または開設

このような経費が対象になります

自社ウェブサイト作成・変更に係る委託費、作成ソフト・マニュアル等の購入費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメイン取得料、ネットショップ入会金等

補助対象限度額（申請1回あたり）

10万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



3 展示会出展

新たな販路を開拓したい

このような取組みを支援します！

販路開拓のための展示会等の出展（イベント・物産展等での販売を主目的とした出展を除きます。）

このような経費が対象になります

販路開拓を目的とした展示会等への出展に要する旅費、借上料等（市内での活動は対象としません。）

補助対象限度額（申請1回あたり）

10万円（県内の活動にあっては5万円）又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



4 新規事業広告宣伝

新製品や新規事業をPRしたい

このような取組みを支援します！

新製品等のPRや新規事業分野での販路開拓の際に要する広告宣伝（新製品等販売・新規事業開始後3年以内のもの）

このような経費が対象になります

新規事業のPRを目的とした広告宣伝費、及びそれらに伴う旅費等（旅費については市内での活動は対象としません。）

補助対象限度額（申請1回あたり）

30万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



5 デザイン等活用

自社商品(製品)のパッケージを刷新したい

このような取組みを支援します！

デザイナーや専門家を活用したパッケージデザインなどの開発や改良、自社ブランドの構築

このような経費が対象になります

ブランドデザイン会社・ブランドのコンサルティング会社への委託費、印刷製本費等

補助対象限度額（申請1回あたり）

20万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



6 経営革新

専門家の招へい、各種機関と連携したい

このような取組みを支援します！

経営革新のために行う専門家の招へいまたは相談、各種学校や企業との連携、事業継承または6次産業化に向けた取組み

このような経費が対象になります

経営革新に係る専門家の招へいまたは相談に要する各種経費、各種学校または企業等との連携による研究費、事業継承または6次産業化に向けた取組みに要する経費、その他必要と認められるもの

補助対象限度額（申請1回あたり）

30万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額

